

第1回 国と地方の協議の場

与謝野社会保障・税一体改革担当大臣
提出資料

平成23年6月13日

社会保障改革案

社会保障改革に関する集中検討会議では、本年2月の会議発足以降、震災での中断を挟み、本日を含め10回、非公式な準備作業会合を含めれば14回にわたり、社会保障改革のあり方について精力的な議論を重ねてきた。

本改革案は、2月以来前回までの会議における各委員からの意見、関係団体・マスコミ、関係各省・有識者からのヒアリング、5月12日提出の厚生労働省改革案、前回及び前々回会議において総理が示した事項、与党(民主党・国民新党)報告等を総合的に勘案し、社会保障改革の具体的方向について取りまとめたものである。

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方

現行社会保障制度の基本的枠組みが作られた1960年代以降今日までの社会経済諸情勢の大きな変化を踏まえ、国民の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤を整備するという社会保障の原点に立ち返り、その本源的機能の復元と強化を図る。

具体的には、社会保障国民会議、安心社会実現会議以来の様々な議論の積み重ねを尊重し、昨年12月の社会保障改革に関する有識者検討会報告で示された「3つの理念」「5つの原則」を踏まえ、必要な社会保障の機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性の確保を図るため、以下の諸点に留意しつつ、制度全般にわたる改革を行う。

- ① 自助・共助・公助の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、格差・貧困の拡大や社会的排除を回避し、国民一人一人がその能力を最大限発揮し、積極的に社会に参加して「居場所と出番」を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築する。

- ② 必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時にを行い、真に必要な給付を確実に確保しつつ負担の最適化を図り、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な制度を実現する。
- ③ 紙付・負担両面で、世代間のみならず世代内での公平を重視した改革を行う。
- ④ 社会保障・財政・経済の相互関係に留意し、社会保障改革と財政健全化の同時達成、社会保障改革と経済成長との好循環を実現する。

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

(1) 改革の優先順位

厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」(1. 全世代対応型・未来への投資、2. 参加保障・包括的支援(全ての人が参加できる社会)、3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、4. 安心に基づく活力)を踏まえ、

- ① 子ども・子育て支援、若者雇用対策
- ② 医療・介護等のサービス改革
- ③ 年金改革
- ④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策(重層的セーフティネット)」「低所得者対策」

についてまず優先的に取り組む。

(2) 個別分野における具体的改革

個別分野における具体的改革項目については、

- ① 5月23日及び30日に総理から示された「安心」3本柱、「支え合い」3本柱、「成長」3本柱について、着実な実行を図る。
- ② 負担と給付の関係が明確な社会保険(=共助・連帯)の枠組みの強化による機能強化を基本とする。
- ③ ①及び②を前提に、社会の分断・二極化、貧困・格差の再生産の防止の観点から、社会保険制度において適用拡大や低所得者対策を実施するなどにより、セーフティネット機能の強化を図る。

- ④ 世代間のみならず、世代内(特に高齢世代内)での公平の確保、所得再分配機能の強化を図る観点から、給付・負担両面での見直しを行う。
- ⑤ 医療・介護・保育等のサービス分野における多様な主体の参加、「新しい公共」の創出など、成長に貢献し、地域に根ざすサービス提供体制の実現を図る。

といった点を基本に、必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に実施する。

個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容及び改革の工程は、別紙1「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」の欄 A～C に示すとおりであり、各改革項目の記述に当たっては、可能な限り具体的な数値目標を示すとともに、成長戦略に関係の深い項目についてはその旨付記した。

＜個別分野における主な改革項目（充実／重点化・効率化）＞

I 子ども・子育て

- 子ども・子育て新システムの制度実施に伴い、保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。
 - ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
 - ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

II 医療・介護等

- サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。
 - ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、在宅医療の充実等、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワーの増強
 - ・ 平均在院日数の減少、外来受診の適正化、ICT活用による重複受診・重複検査・過剰薬剤投与等の削減、介護予防・重度化予防
- 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。

- a) 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
 - ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、市町村国保の財政運営の都道府県単位化と併せ財政基盤を強化
- b) 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化
 - ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化
 - ・ 介護納付金の総報酬割導入、重度化予防に効果のある給付への重点化
- c) 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化
 - ・ 高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討
- d) その他
 - ・ 総合合算制度、高齢者医療制度の見直し、低所得者対策・逆進性対策等の検討
 - ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し、国保組合の国庫補助の見直し、高齢者医療費支援金の総報酬割導入、70～74歳2割負担

III 年金

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
 - ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)
- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
 - ・ 最低保障機能の強化+高所得者の年金給付の見直し
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
 - ・ デフレ下のマクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げ
- 業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。

IV 就労促進

- 全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消、年齢にかかわりなく働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。

- ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現を図る。
- 雇用保険・求職者支援制度の財源について、関係法の規定を踏まえ検討する。

V I～IV以外の充実、重点化・効率化

- ・ サービス基盤の整備、医療イノベーションの推進、第2のセーフティネットの構築、生活保護の見直し(充実、重点化・効率化)、障害者施策・難病対策の検討、震災復興における新たな安心地域モデルの提示

[再掲] 貧困・格差対策 ～ 重層的なセーフティネットの構築

- 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大
- 社会保険制度における低所得者対策の強化
 - ・ 市町村国保・介護保険における低所得者への配慮、高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)、総合合算制度、年金制度における最低保障機能の強化
- 第2のセーフティネットの構築
 - ・ 求職者支援制度の創設、複合的困難を抱える者への伴走型支援
- 生活保護の見直し

(3) 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入

社会保障・税に関わる番号制度は、主として、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させ、効率的かつ適切に提供することを目的に導入を目指すものである。その導入により、国民の負担の公正性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化も可能となる。

その導入に当たっては、制度面とシステム面の両面で十分な個人情報保護策を講じるとともに、費用と便益を示し、国民の納得と理解を得ていく必要がある。6月には「社会保障・税番号大綱(仮称)」を策定し、今秋以降可能な限り早期に国会への法案提出を目指す。

II 改革後の社会保障費用の推計

1 機能強化(充実と重点化・効率化の同時実施)にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用(公費)の推計は別紙1の欄 D 及び E に示すとおりである。

改革全体を通じて、2015 年度において

充実による額 3.8 兆円程度

重点化・効率化による額 ~▲1.2 兆円程度

を一つの目途として、機能強化(充実と重点化・効率化の同時実施)による追加所要額(公費)は、約 2.7 兆円程度と見込まれる。

2015 年段階における各分野ごとの追加所要額(公費)は、

I 子ども・子育て 0.7 兆円程度

(税制抜本改革以外の財源も含めて 1 兆円超程度の措置を今後検討)

II 医療・介護等 ~1.6 兆円弱程度

(総合合算制度~0.4 兆円程度を含む)

III 年金 ~0.6 兆円程度

〔再掲:貧困・格差対策 ~1.4 兆円程度〕

(総合合算制度~0.4 兆円程度を含む)

と見込まれる。

2 改革後の社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計

2015 年度における、今回の社会保障改革実施後の社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の額は別紙2に示すとおり 47.4 兆円と見込まれる。

このうち、年金・医療・介護及び子ども・子育て分野にかかる費用は 42.0 兆円と見込まれる。

III 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

(1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理等、社会保障財源のあり方に関する累次の報告や関係法律の規定を踏まえ、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保する。

消費税収(国・地方)の使途は、現在は国分が予算総則上高齢者三経費に充てられているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、その全額の使途を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成 21 年度税制改正法附則 104 条)に拡充する。

(2) 消費税収の使途の明確化

消費税収(国・地方)は全て国民に還元し、官の肥大化には使わない¹こととし、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、消費税収(国・地方)の使途を明確化する(消費税収の社会保障財源化)。

さらに、将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収(国・地方)を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度の一層の安定・強化につなげていく。

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

上記(1)及び(2)の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。消費税収(国・地方)の具体的充

¹ 有識者検討会報告において引用されている「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」(平成 20 年 12 月 24 日閣議決定)参照

当先となる社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた消費税収(国・地方)の配分を実現し、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

また、地方自治体が地域の実情に応じて住民合意の下に提供するサービスに関しては、独自に財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討する。

(4) 消費税率の段階的引上げ

上記(1)～(3)及び改革後の社会保障費用の推計を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2015年度までに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

未来への投資である社会保障のコストを、将来世代に先送りすることは許されない。現在の社会保障給付の財源の多くが赤字公債、すなわち将来世代の負担で賄われている。このような状況は、社会保障のあり方としても、危機的とも言える国・地方の財政状況からもこれ以上放置することはできず、「現在の世代が受ける社会保障は現在の世代で負担する」²との原則に一刻も早く立ち戻る必要がある。

今回の社会保障改革の目指すところは、「社会保障の機能強化」と「機能維持・制度の持続可能性の確保」である。社会保障改革の財源確保と財政健全化は相反する課題ではなく、両者を同時達成するしか、それぞれの目標を実現する道はない。³

このような考え方立って、社会保障・税一体改革においては、改革後の社会

² 民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理

³ 「社会保障強化だけが追求され財政健全化が後回しにされるならば、社会保障制度もまた遠からず機能停止する。しかし、財政健全化のみを目的とする改革で社会保障の質が犠牲になれば、社会の活力を引き出すことはできず、財政健全化が目指す持続可能な日本そのものが実現しない。」(有識者検討会報告)

保障給付にかかる費用を踏まえつつ、その安定財源を確保していくことを通じて、財政健全化を同時に実現する。

《2015年度における姿》

具体的には、まずは、2015年度までに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、上記Ⅱ-1で示す「機能強化」にかかる費用、高齢化の進行等により増大する費用及び基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用(社会保障国民会議では、この3つの経費を合計して「機能強化」として試算している)、後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用及び消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る(別紙3)。

これにより、2015年度段階での財政健全化目標⁴の達成が見込まれ⁵、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

IV 税制全体の抜本改革

社会保障・税一体改革においては、所得、消費、資産にわたる税制全般の改革を実施していく。

(注)今後、社会保障・税一体改革の成案に向け、税制調査会において、平成22年度・平成23年度税制改正大綱等に示された方針を踏まえ、残された税制抜本改革の課題等の審議を行い、包括的な税制抜本改革の姿を示す。

⁴ 「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)において、国及び国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化させた上で、2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させることとされている。

⁵ 財政健全化目標の達成所要額は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)を前提としている(年次に改訂)。

V 社会保障・税一体改革のスケジュール

社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、別紙1に示された工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図る。

税制抜本改革については、経済動向等を踏まえつつ遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。

上記のスケジュールに基づき、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

VI 経済成長との好循環の実現

成長と安心、社会保障と経済成長は車の両輪であり、持続的な経済成長がなければ社会保障の財政的安定も実現できない。社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有しており、医療や介護分野での雇用創出や新たな民間サービス創出のための環境整備、ICTなどのテクノロジーを活用した社会保障費用の最適化、サービスの質の向上、医療イノベーション、ライフイノベーションの推進、ドラッグラグ・デバイスラグの早期解消、先進医療制度の運用改善、民間企業を含めた多様な事業主体の新規参入促進、「新しい公共」の創造など、利用者・国民の利便の向上と新たな産業分野育成の観点からの諸改革を進める。

社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

別紙1

A (金額(は)公費 (2015年))	B (金額(は)公費 (2015年))	C 工程	D 所要額(公費) E 2015年	F 所要額(公費) E 2025年
<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施に伴う保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <p>① 子ども・子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等（待機児童の解消） ・ 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の実現） <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23%→2014年 35% (2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な子育て支援（家庭や地域における養育の支援）の充実 ・ 放課後児童クラブの拡充 → 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人→2014年 111万人 ・ 社会的養護の充実 <p>② ○ 女性の就業率の向上 ☆ ○ 保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性（25～44歳）の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度・財源・給付について 包括的・一元的な制度を構築 	<p>充実</p> <p>重点化・効率化</p> <p>※ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23%→2014年 35% (2017年 44%)</p>	<p>新システム具体案を 早期にとりまとめ</p> <p>税制抜本改革とともに に法案提出</p>	<p>0. 7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革も含めて 1兆円超程度</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、 新システムの検討において今後検討</p>
<p>○ 子ども・子育て新システム具体案を 早期にとりまとめ</p> <p>税制抜本改革とともに に法案提出</p>	<p>工程</p> <p>※ 指定制の導入による保育等への 多様な事業主体の参入促進 ☆ 質を確保するための基準と併せて 質の改善を図る</p>	<p>指定制の導入による保育等への 多様な事業主体の参入促進 ☆ 質を確保するための基準と併せて 質の改善を図る</p>	<p>※ 左記の措置に 係る所要額に ついては、 新システムの 検討において 今後検討</p>	<p>※ 左記の措置に 係る所要額も 含めて 1兆円 超程度 の措置を 今後検討</p>
<p>○ 子ども・子育て</p> <p>① 子ども・子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点化・効率化計 (2015年) 	<p>充実計 (2015年)</p>	<p>0. 7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の 財源も含めて 1兆円 超程度の措置を今後 検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る 所要額については、 新システムの検討 において今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る 所要額については、 新システムの検討 において今後検討</p>

A (金額(は公費) (2015年))	B (金額(は公費) (2015年))	C 工程	D 所要額(公費) E 所要額(公費) D 2015年 F 2025年
○ 医療・介護報酬・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化			
<p>～診療・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備～</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院・病床機能の分化・強化と連携 (急性期医療への医療資源の集中投入、 亜急性期・慢性期医療の機能強化、精神保健 による入院医療の機能強化、精神保健 医療の改革、医師の偏在是正等) 在宅医療の充実等(診療所等における 総合的な診療や在宅療養支援機能の 強化・評価、訪問看護等の計画的整備等) 	<ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の減少等 (▲4,300億円程度) 	<ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の減少等 (▲4,300億円程度) 	<ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の減少等 (▲4,300億円程度)
<p>～地域包括ケアシステムの構築等在宅介護 の充実、ケアマネジメントの機能強化、 居住系サービスの充実 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高度急性期の職員等：2025年に現行 ベースより2倍増 一般急性期の職員等：2025年に現行 ベースより6割程度増 在宅医療等：2011年 17万人/日 → 2025年 29万人/日 	<ul style="list-style-type: none"> 外来受診の適正化等(生活習慣病予防、 医療連携、ICT、番号、保険者機能 の強化等)(▲1,200億円程度) ICTの活用による重複受診・重複 検査、過剰な薬剤投与等の削減 → 外来患者数：2025年に現行ベース より5%程度減少 	<ul style="list-style-type: none"> 基盤整備のための一括的な法整備： 2012年目途に 法案提出 外来受診の適正化等(生活習慣病予防、 医療連携、番号、保険者機能 の強化等)(▲1,200億円程度) ICTの活用による重複受診・重複 検査、過剰な薬剤投与等の削減 → 外来患者数：2025年に現行ベース より5%程度減少 2025年頃までに 医療・介護サービス のあるべき姿を実現
<p>～上記の重点化に伴うマンパワー増強 ☆ 医療介護従事者：2011年 462万人 → 2025年 704～739万人 (1.6倍程度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> GH、小規模多機能：2011年 21万人/日 → 2025年 77万人/日 居住系・在宅介護：2011年 335万人/日 → 2025年 510万人/日 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定者数：2025年に現行 ベースより3%程度減少 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 2兆円程度 1. 2兆円程度 1. 2兆円程度
充実計 (2015年)			
重点化・効率化計　～0. 7兆円程度 (2015年)			
（上記の機能分化等が全て実現する場合の試算）			
～0. 6兆円～2. 3兆円程度			

2

重点化・効率化計　～0. 7兆円程度
(2015年)

充実計
(2015年)

医療・
介護①
小計

A 充実 (金額(は公費 (2015年))	B 重点化・効率化 (金額(は公費 (2015年))	C 工程 D 所要額(公費) E 所要額(公費) F 2015年 G 2025年
<p>○ 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重點化、逆進性対策</p> <p>a 被用者保険の適用拡大と 国保の財政基盤の安定化・強化・広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 → 例えば雇用保険並びにまで拡大するなど、約400万人 市町村国保の財政運営の都道府県単位化 (低所得者保険料軽減の拡充等) (～2,200億円程度) ※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動 <p>b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重點化</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号保険料の低所得者保険料軽減強化 (～1,300億円) ※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動 	<p>税制抜本改革とともに に、2012年以降速やかに法案提出</p>  <p>順次実施</p>	<p>～0. 3兆円程度 …被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討</p>
<p>c 高度・長期医療への対応 (セーフティネット機能の強化) と給付の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期高額医療の高額療養費の見直し (長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等) による負担軽減 (～1,300億円程度) ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動 <p>d その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合合算制度 (番号制度等) の情報連携基盤の導入が前提 高齢者医療制度の見直し (高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとつて公平で納得のいく負担の仕組み) 低所得者対策・逆進性対策等の検討 	<p>～0. 1兆円程度 …受診時定額負担等と併せて検討</p> <p>総合合算制度： 2015年の番号制度 以降導入</p>	<p>～0. 4兆円程度 〔 総合合算制度 ～0. 4兆円程度 〕</p>
<p>II 医療 ・ 介護 等 ②</p>	<p>充実計 (2015年) (改革の内容により変動)</p> <p>充実計 (2015年) (改革の内容により変動)</p>	<p>～1兆円弱 程度</p> <p>～1. 6兆円弱 程度</p>
		<p>～1兆円弱 程度</p> <p>～2. 3兆円 程度</p>

充実 A (金額(は公費) (2015年))		B (金額(は公費) (2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
【新しい年金制度の創設】 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する			国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む		
○ 所得比例年金（社会保険方式）					
・職種を問わばず全ての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付・保険料(は1.5%程度)老齢年金に係る部分)・納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割つて、毎年の年金額を算出					
○ 最低保障年金（税財源）					
・最低保障年金の満額(は7万円(現在価値額)で生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする ・全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする					
【現行制度の改善】					
○ 最低保障機能の強化					
・低所得者への加算 ・障害基礎年金への加算 ・受給資格期間の短縮			+	0.6兆円 程度	
※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提					
(注2)					
				~0.6兆円 程度	~0.7兆円 程度
				順次実施	

A (金額は公費(2015年))	B (金額は公費(2015年))	C 工程	D 2015年	E 所要額(公費)	F 所要額(公費)	G 2025年
● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大	○ デフレ下のマクロ経済スライド ・仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小 ・その後、仮にデフレである年にも▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年0.1兆円程度の公費縮小 ※ デフレでない年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み	2012年以降速やかに法案提出	→	順次実施	※ 今後、「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、法案提出に向けて検討	
● 第3号被保険者制度の見直し → 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人	○ 支給開始年齢引上げ ・先進諸国(欧米)の平均寿命・受給開始年齢を十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68～70歳へのさらなる引上げを視野に検討 ・厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討 ・基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において0.5兆円程度公費縮小					
● 在職老齢年金の見直し → 60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討	● 標準報酬上限の引上げ ・健康保険制度を参考に見直しを検討					
● 産休期間中の保険料負担免除 ● 被用者年金の一元化 (注2)	【業務運営の効率化】 業務運営及びシステムの改善 (●(は)公費への影響なし)	充実計 (2015年)	0.6兆円程度 (改革の内容により変動)	重点化・効率化計 (2015年)	影響額(は)改革の 内容により変動	~0.6兆円 程度
年金 計						~0.7兆円 程度

2015年度の上記の所要額(公費)合計 = 約2.7兆円程度
(充実3.8兆円程度、重点化・効率化～▲1.2兆円程度を一つの目途)

○全員参加型社会の実現☆

- ・ジョブ・カードの活用等による若者の安定的雇用の確保
- ・女性の就業率のM字カーブの解消
- ・超高齢社会に適合した雇用法制の検討など
- ・年齢にかかわりなく働き続けることができる社会づくり
- ・福祉から就労への移行等による障害者の雇用促進

○デイセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現

- ・非正規労働者の公正な待遇確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの策定
- ・有期契約労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備の検討
- ・長時間労働抑制やメンタルヘルス対策による労働者の健康・安全の確保

○雇用保険・求職者支援制度の財源の検討

○サービス基盤の整備

- ・あるべき医療・介護サービス提供体制の実現、こども園・保育サービス・放課後児童クラブ等のサービス目標達成に必要な基盤整備

○医療イノベーションの推進☆

- ・国際水準の臨床研究中核病院等の創設
- ・日本発のシーズを実用化につなげるための実務的な相談支援
- ・医薬品医療機器総合機構(PMDA)の体制強化
- ・保険償還価格の設定における医療経済的な観点を踏まえたイノベーションの評価等のさらなる検討

○第2のセーフティネットの構築

- ・求職者支援制度の創設
- ・求職者支援制度をはじめとした第2のセーフティネット施策の切れ目ない連携
- ・生活保護受給者等に対する就労支援→プログラム参加者数及び就労・増収者の増加
- ・複合的困難を抱える者への伴走型支援
- ・住宅支援の仕組みの検討

○生活保護の見直し

- ・稼得能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化
- ・子どもの貧困連鎖の防止
- ・不正受給対策の徹底
- ・客観的データに基づく生活保護基準の検討

○障害者施策

- ・障がい者制度改革推進本部において、制度の谷間のない支援の提供、障害者の地域移行や地域生活の支援について検討
- ・長期高額医療の高額療養費の見直し（再掲）など難病医療費の支援のあり方の検討

○震災復興

- ・新たな安心地域モデルの提示

○就労促進の継続的推進

→	・就業率 2009年 (若者) 75% → 2020年 74% → 80% (女性) (25～44歳) 66% → 77% (高齢者) 57% → 73% ・ジョブ・カード取得者 300万人 (2020年) ・障害者の実雇用率 1.8% (2020年)
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 総合的ビジョン：2011年に策定
- 法制度整備：2011年度労働政策審議会で結論、所要の見直し措置
- 労働安全衛生法改正法案について、早期国会提出に向け検討
- 雇用保険法、求職者支援法の規定（注3）を踏まえ検討

○計画的・集中的基盤整備

- 臨床研究中核病院等：2011年度から3年間で15か所程度創設
- 臨床研究中核病院等に対し、継続的に研究費を重点配分
- PMDAの審査体制等の強化：2013年度末までに常勤数を751名に増員（2011年4月1日現在648名）。引き続き、合理化・効率化を図りつつ、さらなる強化策を検討
- 先進医療制度の申請・審査手手続きの効率化：2011年度からの実施に向け検討

○求職者支援制度：2011年度創設

- 引き続き総合的に推進
- 事業の継続実施
- ワシントップ・伴走型の市町村主導の専任機関の設置（順次設置）
- 開運制度の改革と併せ検討
- 生活保護基準：基準部会（2011年4月開始）において、2012年末までに検証を実施
- 生保基準以外：国と地方の協議の開催（2011年5月開始）→必要に応じて法案提出

- 障がい者制度改革推進本部の検討を踏まえ、障害者総合福祉法（仮称）の2012年法案提出
- 引き続き制度横断的に検討

- 震災復興の検討の中で対応

(注1)費用試算は、厚生労働省の「社会保障制度改革の方針性と具体策」(平成23年5月12日)及びその関連の医療・介護に係る推計等の他、社会保障改革に関する議論も盛り込んで機械的に試算したもの。

(注2)基礎年金負担2分の1取扱いによる税制改正については、税制抜本改変により措置を講じる。税制抜本改変については、税制抜本改変による措置を講じる。

(注3)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注4)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注5)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注6)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注7)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注8)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注9)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注10)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注11)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注12)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注13)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注14)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注15)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注16)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注17)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注18)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注19)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注20)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注21)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注22)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注23)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注24)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注25)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注26)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注27)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注28)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注29)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注30)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注31)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注32)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注33)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注34)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注35)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注36)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注37)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注38)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注39)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注40)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注41)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注42)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注43)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注44)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注45)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注46)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注47)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注48)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注49)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注50)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注51)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注52)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注53)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注54)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注55)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注56)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注57)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注58)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注59)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注60)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注61)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注62)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注63)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注64)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注65)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注66)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注67)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注68)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注69)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注70)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注71)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注72)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注73)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注74)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注75)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注76)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注77)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注78)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注79)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注80)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注81)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注82)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注83)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注84)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注85)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注86)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注87)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注88)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注89)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注90)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注91)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注92)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注93)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注94)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注95)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注96)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注97)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注98)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注99)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注100)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注101)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注102)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注103)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注104)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注105)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注106)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注107)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注108)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注109)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注110)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注111)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注112)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注113)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注114)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注115)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注116)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注117)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注118)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注119)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注120)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注121)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注122)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注123)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注124)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注125)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注126)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注127)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注128)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注129)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注130)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注131)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注132)雇用保険法：雇用保険の国庫負担による暫定措置を講じる。

(注133)雇用保

1. 社会保険の適用拡大

- a 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大
- b 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
 - ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大（完全実施の場合△1,600億円）
- c 高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化
 - a 市町村国保の財政運営の都道府県単位化と併せ財政基盤を強化
 - (低所得者保険料軽減の拡充等（～2,200億円程度）)
 - ※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動
- d 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化
 - a 1号保険料の低所得者保険料軽減強化（～1,300億円）
 - ※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動
- e 年金制度の最低保障機能の強化
 - a 市町村国保の財政運営の都道府県単位化と併せ財政基盤を強化
 - (低所得者保険料軽減の拡充等（～2,200億円程度）)
 - ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動

3. 第2のセーフティネットの構築

- a 求職者支援制度の創設（費用負担の在り方の検討を含む）
- b 複合的困難を抱える者への伴走型支援
- c 生活保護受給者等に対する就労支援
- d 住宅支援の仕組みの検討

4. 最後のセーフティネットである生活保護の見直し（充実、重点化・効率化）

- ・稼得能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化
- ・子どもの貧困連鎖の防止
- ・不正受給対策の徹底
- ・客観的データに基づく生活保護基準の検討

改革後の社会保障給付の全体像(2015年度ベース)

別紙2

【改革後】

給付費 計121.9兆円

社会保障に係る国・地方公費 計47.4兆円

年金・医療・介護・子ども・子育て 計42.0兆円

年 金 ・ 医 療 ・ 介 護

基礎年金
高齢者医療
介護保険

(高齢者三経費)

高齢者以外の医療給付に係る費用 等

子ども・子育て

保育サービス
現金給付

【改革案】



※ 消費税収(国・地方)の用途は、現在は国分が予算総則上高齢者三経費に充てられているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、その全額を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障に要する費用」(「社会保障4経費」、平成21年度税制改正附則104条)に拡充。本経費(は2011年度予算ベースでは32.0兆円)。

※ 給付費には、別紙1「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」における「Ⅱ 医療・介護等②「保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」(所要額(公費)～1兆円弱程度)及び「Ⅲ 年金」(所要額(公費)～0.6兆円程度)にかかる費用は含まれていません。

社会保障の給付と負担の現状(2011年度予算ベース)

社会保障給付費(※) 2011年度(予算ベース) 107.8兆円 (対GDP比 22.3%)

【給付】

社会保障給付費

年金 53.6兆円(50%) 《対GDP比 11.1%》	医療 33.6兆円(31%) 《対GDP比 6.9%》	福祉その他 20.6兆円(19%) 《対GDP比 4.3%》 (うち介護7.9兆円(7%)) 《対GDP比 1.6%》
【負担】	保険料 59.6兆円(60%)	税 39.4兆円(40%)

国(一般会計) 社会保障関係費等
※2011年度予算
社会保障関係費 28.7兆円(一般歳出の53.1%を占める)

各制度における
保険料負担

都道府県
市町村
(一般財源)

※ 社会保障給付の財源としてはこの他に資産収入などがある。

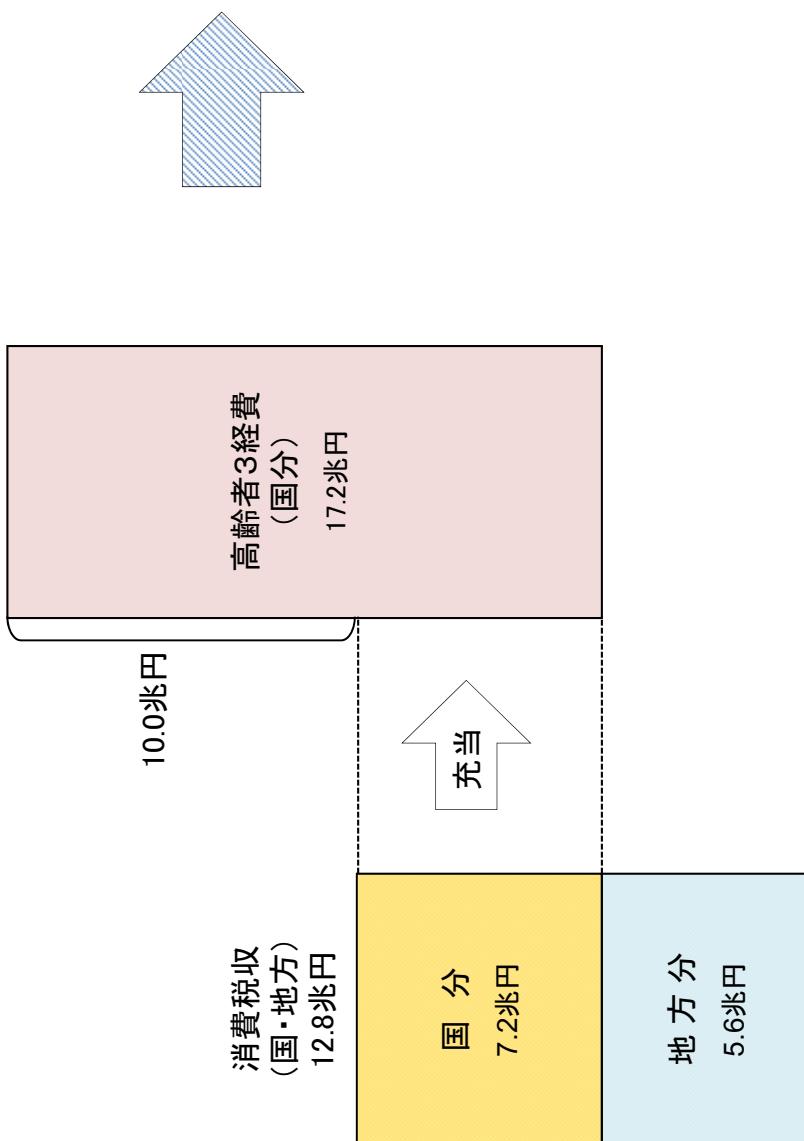
社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

別紙3

予算総則上、消費税の収入(国分)は高齢者3経費(基礎年金、高齢者医療、介護保険)に充てることとされている。

平成21年度税制改正法附則104条

「消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討する」



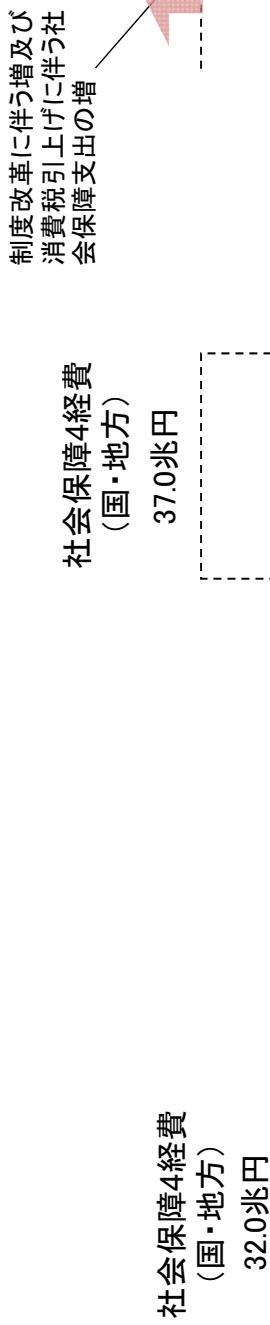
(注) 計数は2011年度(当初予算ベース)。

社会保障給付と消費税収（国・地方）の対応関係

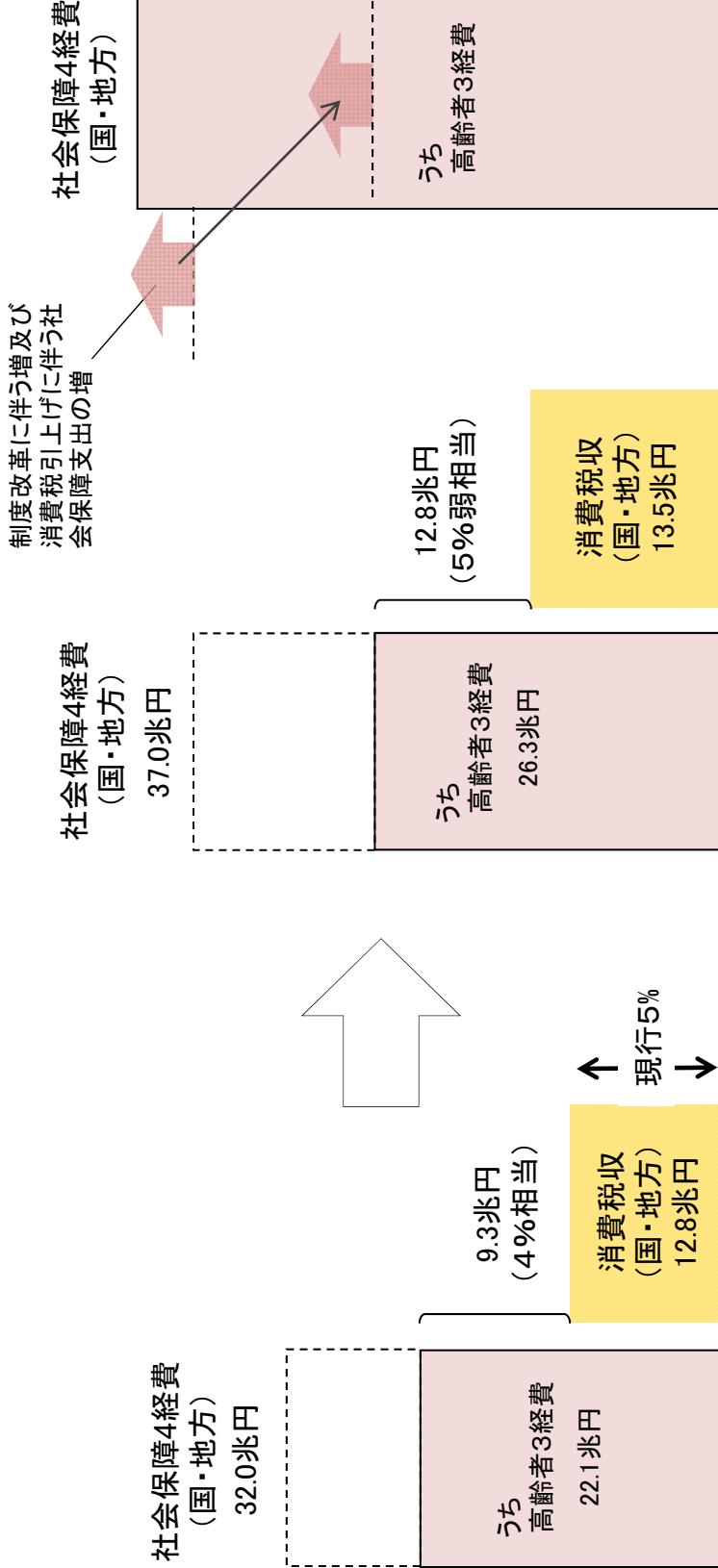
(2011年度)

(2015年度)

現状ベース



改革後ベース



(注1) 消費税収(国・地方)を充当する社会保障給付の具体的範囲(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。当該範囲における社会保険給付における国・地方の役割分担に応じ、消費税収を国・地方に配分。

(注2) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保険給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。

(注3) 2015年度の消費税収は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。

社会保障改革の安定財源の確保

(2015年度)

改革後ベース

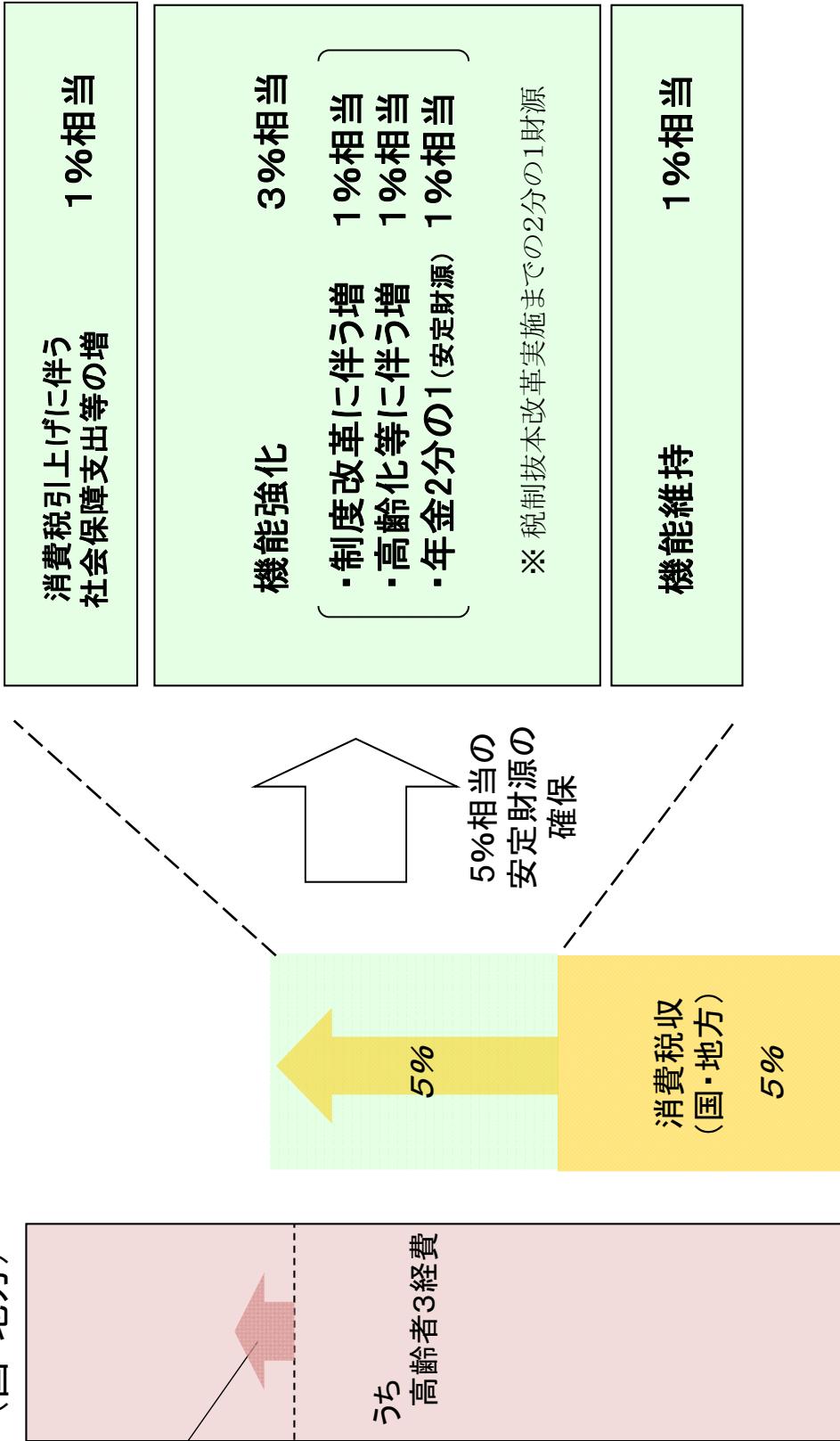
社会保障4経費 (国・地方)

制度改革に伴う
増及び消費税引
上げに伴う社会
保障支出の増

うち
高齢者3経費

5%

消費税収
(国・地方)
5%



(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚労省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、別紙1のとおり。

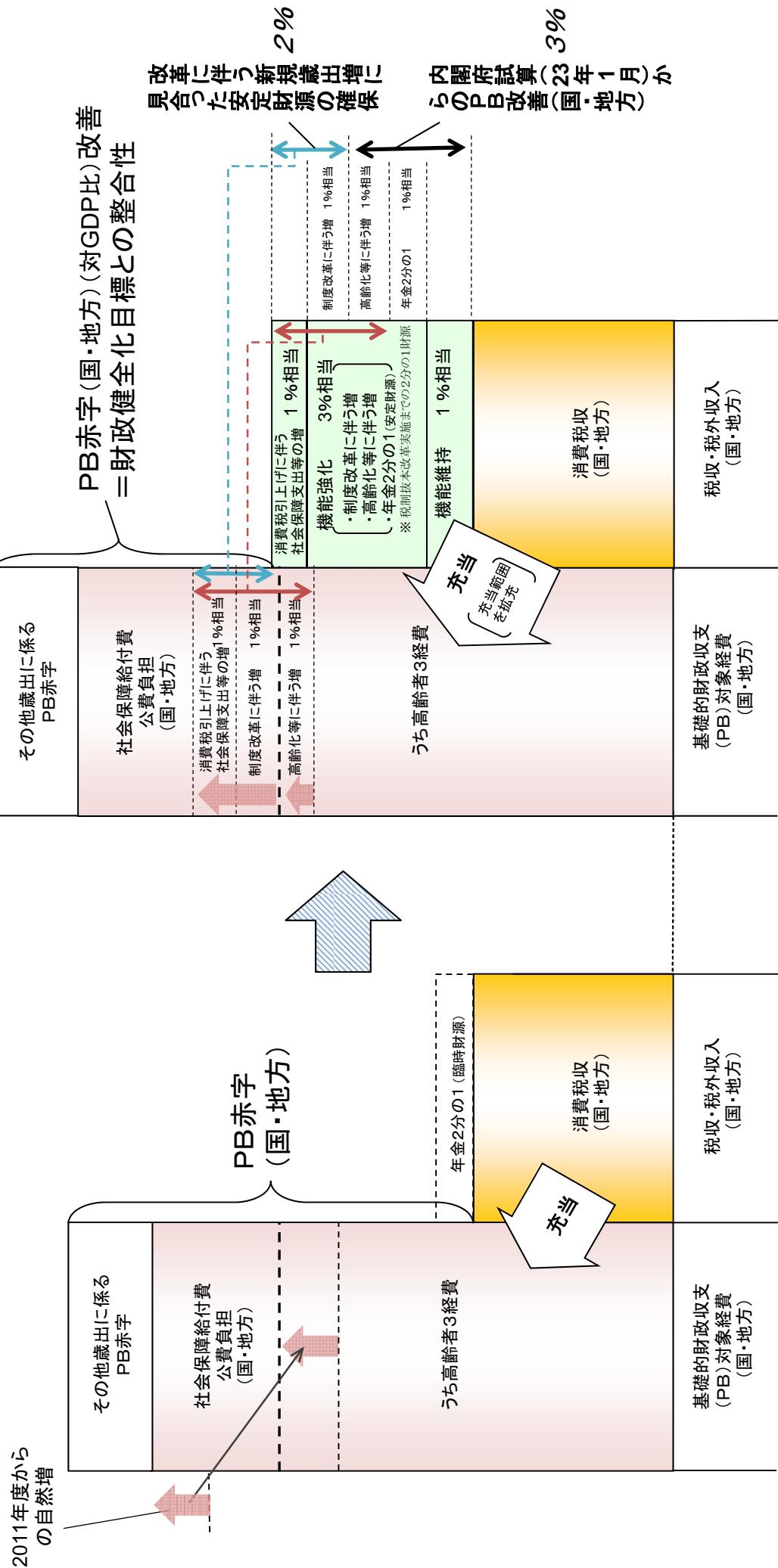
社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

(2015年度)

現状ベース

(2015年度)

改革後ベース



(注1)「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)における財政健全化目標において、国・地方及び国の基礎的財政収支の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化することとされている。内閣府試算(平成23年1月)の2015年度の試算結果からは、消費税率換算で約3%のPB(国・地方)の改善が必要。

(注2)消費税収(国・地方)を充当する社会保険給付の具体的範囲(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。当該範囲における社会保障給付における国・地方の役割分担に応じ、消費税収を国・地方に配分。

(注3)改革後ベースにおける「高齢化等に伴う増」は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸び(「機能維持」に含まれる)を超える増加のことである。

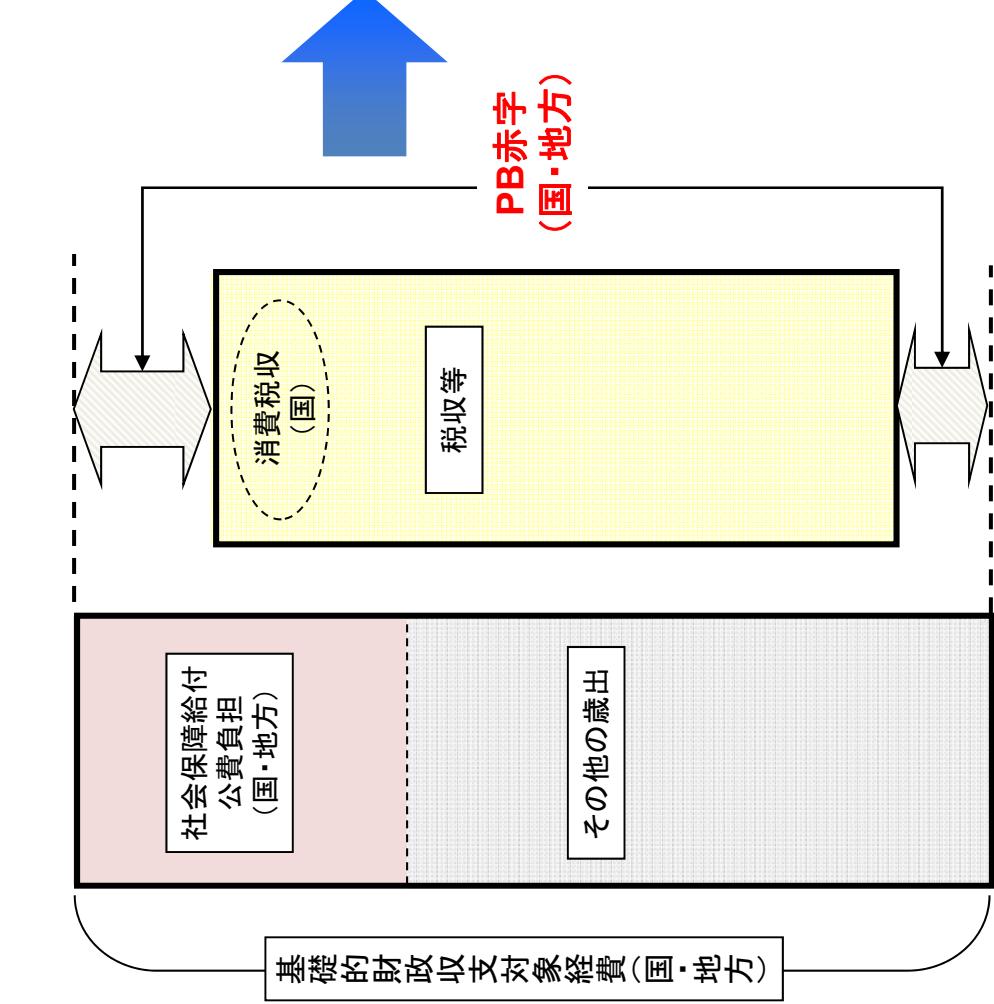
消費税収（国・地方）の社会保障財源化・区分経理のイメージ

(参考)

< 現状のイメージ >

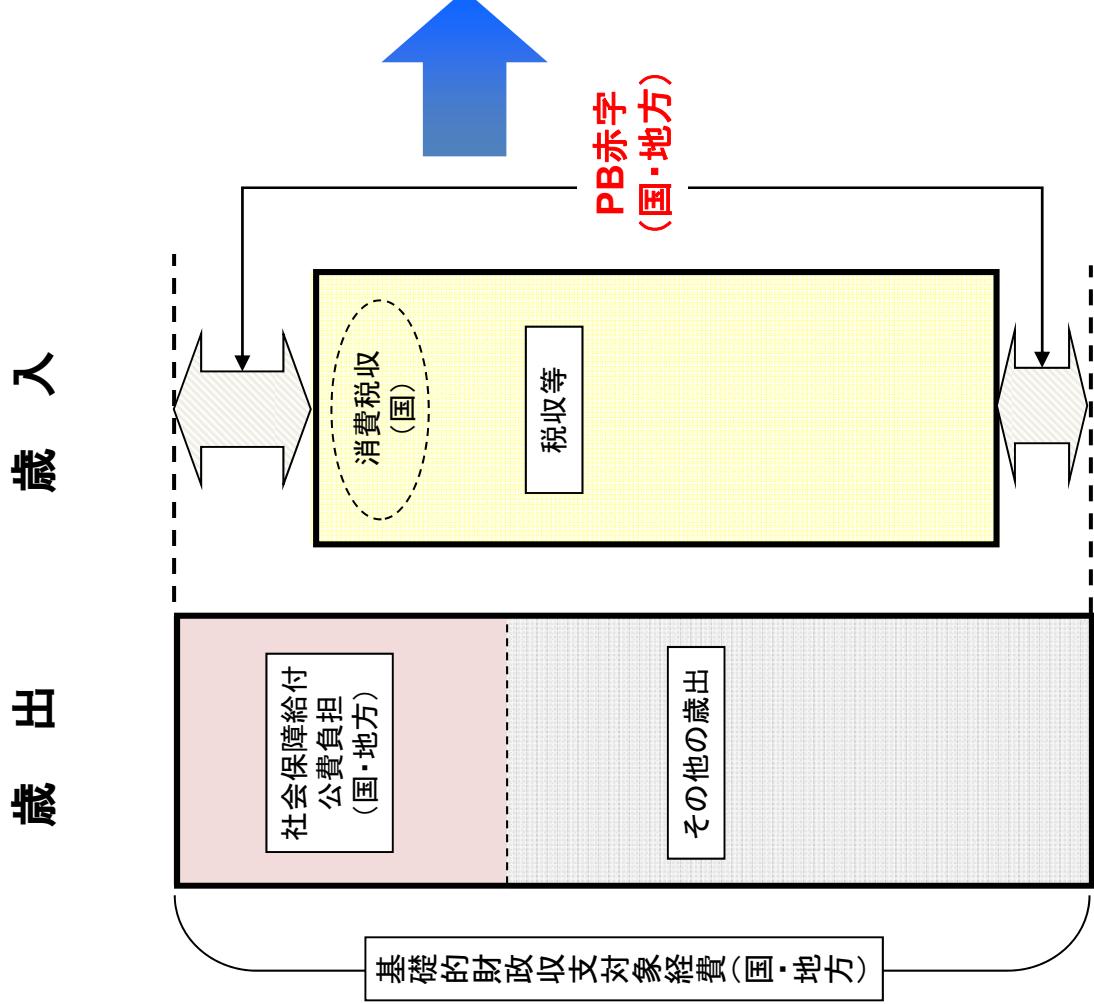
歳出歳入

歳出歳入



< 将來のイメージ >

歳出歳入



社会保障改革の主な項目

参考資料1【税調提出資料】

I 子ども・子育て

- 子ども・子育て新システムの制度実施に伴い、保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。
 - ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
 - ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

所要額(公費)2015年

0.7兆円

※ 税制抜本改革以外の
財源も含めて
1兆円超程度の措置を
今後検討

II 医療・介護等

- サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。
 - ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、在宅医療の充実等、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワーの増強
 - ・ 平均在院日数の減少、外来受診の適正化、ICT活用による重複受診・重複検査・過剰薬剤投与等の削減、介護予防・重度化予防

所要額(公費)2015年

～0.6兆円程度

- 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重點化などを図る。

- 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・地域化
 - ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、市町村国保の財政運営の都道府県単位化と併せ財政基盤を強化
- 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重點化
 - ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化
 - ・ 介護納付金の総報酬割導入、重度化予防に効果のある給付への重点化
 - ・ 高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化
 - ・ 高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討
- その他
 - ・ 総合合算制度、高齢者医療制度の見直し、低所得者対策・逆進性対策等の検討
 - ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し、国保組合の国庫補助の見直し、高齢者医療費支援金の総報酬割導入、70～74歳2割負担

所要額(公費)2015年

～1兆円弱程度

III 年金

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
 - ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)
 - 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
 - ・ 最低保障機能の強化+高所得者の年金給付の見直し
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
 - ・ デフレ下のマクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げ
 - 業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。

所要額(公費)2015年

～0.6兆円程度

2015年度の上記の所要額(公費)合計 = 約2.7兆円程度

IV 就労促進

- 全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消、年齢にいかかわりなく働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。
- デイセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現を図る。
- 雇用保険・求職者支援制度の財源について、関係法の規定を踏まえ検討する。

V I～IV以外の充実、重点化・効率化

- ・ サービス基盤の整備、医療イノベーションの推進、第2のセーフティネットの構築、生活保護の見直し(充実、重点化・効率化)、障害者施策・難病対策の検討、震災復興における新たな安心地域モデルの提示

社会保障財源の確保と税制抜本改革 に関するこれまでの議論の整理

社会保障改革担当室

社会保障改革の推進について(抜粋)

(平成22年12月10日 政府・与党本部決定・平成22年12月14日 閣議決定)

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでにに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。

平成23年度税制改正大綱（抜粋） (平成22年12月16日 閣議決定)

12月10日に本部決定され、同14日に閣議決定された「社会保障改革の推進について」では、今後の社会保障改革について、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」に示された内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革改革案として必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一體的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることが決定されました。

今後、税制調査会では、この決定を踏まえた政府・与党内の検討と緊密に連携しながら、早急に税制抜本改革の具体的な内容について検討を行っていきます。

社会保障給付と消費税収の対応関係① (用途の明確化・区分経理)

【税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理」】

- 社会保障の財源は、税制全体で「所得・消費・資産」のバランスのとれた改革を行う中で確保していく。社会保障全体の財源は税制全体で確保していくが、その中でも「国民全体で広く薄く負担する」「安定した税収」という特徴を有する消費税は非常に重要である。
- 国民の理解と納得を得るためにも、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上も、会計上も明確にする。その際の「社会保障」とする給付費の範囲は、まずは高齢者3経費を基本としつつ、現役世代のサーフティネットの安定・強化についてどこまで対象とすることが適当か、検討を行っていく。
- 将来的には「社会保障」全体について安定財源を確保することにより、制度の一層の安定・強化につなげていく。

社会保障給付と消費税収の対応関係② (用途の明確化・区分経理)

【社会保障改革に関する有識者検討会報告】

- 社会保障を支える税財源のあり方を全体として見たときに、消費税の基幹性もまた明白である。現役世代の人口が減少し、なおかつ雇用の流動化・不安定化が進行する。社会保障制度の基軸である社会保険については、保険料の主な負担者は現役世代であるが、貧困や格差の拡大のなかで、保険料負担の逆進性も問題になっている。保険料負担を補完し、また現役世代を支援するサービスを強める財源は、特定の世代に負担が偏らず広く薄く全世代が負担する財源であることが求められる。さらに、景気変動によつて税収が左右されにくく安定財源であること、できる限り経済に対して中立的な負担であることを総合すると、上述のとおり所得・資産課税の重要性をふまえつつも、社会保障を支える税財源としては、消費税を基本に考えていくべきである。
- 平成21年度税制改正法附則104条においては、「消費税の全額が制度として確立された年金、医療および介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられること」が決められている。また、この税制改正法に先立つて閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」においても、「消費税収は全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」と明記されている。政府は、この考え方を発展させ、消費税を社会保障目的税とすることも含め、区分経理を徹底するなど、消費税の使途を明確化するべきである。
- 将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度をより一層安定させ方向を目指すことが求められる。

社会保障給付と消費税収の対応関係③ (社会保障改革と財政健全化の同時達成)

【税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理】

- 現在の社会保障の財源の多くは赤字国債、すなわち将来世代の負担で賄われている。このようないくつかの現状は、危機的ともいえる国の財政の面からもこれ以上放置しておくことはできず、「現在の世代が受けける社会保障は、現在の世代で負担する」状態へ回帰させるために、できるだけ速やかに税制と社会保障制度一体での具体的な改革案を示し、財政健全化にもつなげる。

【社会保障改革に関する有識者検討会報告】

- 未来への投資である社会保障のコストを、将来世代に先送りすることは許されず、安定的財源の確保ぬきに、新しい社会保障の理念と原則は実現しない。我々は、現在の世代が享受しているサービス・給付を賄う費用さえも、その多くを赤字公債のかたちで後代の負担につけ回している、という現実を直視しなければならない。
- 社会保障強化だけが追求され財政健全化が後回しにされるならば、社会保障制度もまた遠からず機能停止する。しかし、財政健全化のみを目的とする改革で社会保障の質が犠牲になれば、社会の活力を引き出すことはできず、財政健全化が目指す持続可能な日本そのものが実現しない。社会保障強化と財政健全化は、しばしば相反する課題と見なされるが、実は、この二つを同時達成するしか、それぞれの目標を実現する道はないのである。

消費税収（国・地方）の社会保障財源化・区分経理のイメージ

< 現状のイメージ >

歳出歳入

社会保障給付
公費負担
(国・地方)

その他の歳出

基礎的財政收支対象経費（国・地方）

PB赤字
(国・地方)

税収等

消費税収
(国)

< 将来のイメージ >

歳出歳入

社会保障給付
公費負担
(国・地方)

その他の
税収等

将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度の一層の安定・強化につなげていく。

その他の税収の確保や歳出削減によりPB赤字（国・地方）解消

社会保障改革と税制改革

【社会保障改革に関する有識者検討会報告】

- 行き過ぎた格差や貧困の拡大が、社会の活力をそぐような事態に対しては、社会保障をとしての支援と併せて、税制面でも個人所得課税や資産課税において、所得再分配機能を強化する改革をおこなうことが必要である。

【平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)】

- 改革に当たっては、平成22年度税制改正大綱でお示しました以下の5つの観点や改革の方向性を踏まえ、納税者の理解・納得を得ながら、所得課税、消費課税、資産課税全般について改革を進めていきます。

- ・ 納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築くこと
- ・ 「支え合い」のために必要な費用を分かち合うこと
- ・ 税制改革と社会保障制度改革を一体的にとらえること
- ・ グローバル化に対応できる税制を考えること
- ・ 地域主権改革を推進するための税制を構築すること

地方の財源確保

【社会保障改革に関する有識者検討会報告】

- 国民一人ひとりに包括的な支援をおこなうという社会保障の考え方からすれば、国民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割はきわめて重要である。すべての自治体で、住民の参加と自立を支えることが、地域の自立につながる。また、国民自らが関与する分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。したがって、社会保険改革を支える税制改革のためには、国とともに制度を支えている地方自治体の社会保障負担に対する安定財源の確保が重要な目標でなければならない。
- 地方自治体もまた、安定的な公共サービスの供給をとおして地域の経済活力を高め、雇用を拡大することに責任を負わねばならない。そして、地方自治体のそのような努力を支えるためにも、税源の逼在性が少なく、安定的な税財源を確保することが必要である。また、方が方が地域の実情に応じて住民合意の下に提供するサービスに関しては、独自に財源が確保できるように地方自治体の課税自主権の拡大・発揮についても検討されべきである。

社会保障と税の一体改革の実施スケジュール

【税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理」】

- 「公平・透明・納得」の税制を築き、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、およそ所得税改革だけではなし得るものではなく、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。

○ 今回の中間整理では個別の社会保障制度の具体的な将来像やその必要財源及びその必要財源を確保するための具体的な税制改革の方策まで示すに至っていないが、社会保障にに対する国民の信頼を早急に回復する必要があること、財政状況が極めて厳しいことを踏まえれば、税と社会保障の抜本改革は一刻の猶予もならない課題であり、少子高齢社会を克服する日本モデルに向けて、早急に政府与党で検討を行った上で、国民的な議論に付さなければならぬ。

【社会保障に関する有識者検討会報告】

- 社会保障改革と税制改革は一體的におこなわなければならない。政府は出来るだけ速やかに、社会保障制度と消費税を含む税制の一体的改革の具体案を作成するべきである。

附 則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保険並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十一年代年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十三年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

- 2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとすることとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と努力して行われるものとする。
- 3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。
 - 一 個人所得課税については、格差のは正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合せて行う仕組みその他の準拠するものをいう。）の検討を含む歳出面も含む総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に還元されることを明瞭かにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、収出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後ににおける扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

財政運営戦略(抄)（平成22年6月22日閣議決定）

5. 社会保障の再構築

安定した社会保障制度は、国民の安心と希望を確保する礎である。これまで、社会保障は負担面ばかりが強調され、経済成長の足を引っ張るものとみなされる傾向があつたが、新政権はそのような立場には立たない。社会保障の強化により、国民は安心してお金消費に回すことができるようになる。また、社会保障には雇用創出を通じて成長をもたらす分野が数多く含まれている。

少子高齢化の進展等に伴い、今後、増大する支出の財源を安定的に確保し、国民の信頼にこだえられる持続可能な社会保障制度を再構築していくなければならない。そのためには、国、地方、事業主、利用者本人それぞれが適切に役割分担を行い、社会保障制度を社会全体で支えていく必要がある。
その中で、増大する社会保障関係の支出を経済成長に効果的につなげていく取組が求められる。
このため、社会保障分野における選択と集中を進め、例えば現金給付から雇用創出効果のある現物給付に重点を移すなどにより、消費や雇用の拡大等、経済成長に与える効果の高い施策に資源配分を重点化していくことが重要である。
こうした社会保障関係の施策を実施する場合は、制度への安心感・信頼感を高め、維持するために、その財源は、国債発行によるのではなく、安定的な財源を確保する必要がある。
また、国民に充実したサービスを提供するために規制の見直しを行うとともに、国民が分担する費用が過大なものとなるまいよう、無駄の排除を徹底し、効率的な制度を構築する必要がある。

6. 新政権の財政運営戦略 一国民の安心と希望のために—
医療、介護、保育といつた分野に対して必要な資金投入を行い、それを雇用の創出と経済成長へつなげていくことが望まれるが、その財源を安易に国債発行によつて調達することは、国民の安心や市場の信認を高め、維持することにはつながらない。そもそも、これほど債務残高が累増している中で、国債発行に依存し続ける財政運営は維持不可能であろう。

(中 略)

こうした改革を通じて財源基盤を確保し、持続可能な財政・社会保障制度の構築や生活の安全網(セーフティネット)の充実を図ることが、雇用を創出するとともに、国民の将来不安を払拭し、経済成長の礎となる。経済活性化、財政健全化、社会保障の確立は一体の關係にある。経済成長による税収は財政健全化のために不可欠であり、他方、経済成長のためにには、財政の持続可能性の確立が必要である。また、社会保障は財政の最大支出項目であるとともに、重要な成長分野であり、その確立によって、国民は消費を拡大することが可能になる。「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の三位一体的な実現を目指す、こうした取組こそが、新政権の「財政運営戦略」である。

參 考 資 料

財政運営戦略の概要（平成22年6月22日閣議決定）

財政健全化目標	収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
① 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス) <ul style="list-style-type: none">・遅くとも<u>2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減</u>・遅くとも<u>2020年度までに黒字化</u> ② 国の基礎的財政収支：上記と同様の目標 ③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続	2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる	

※内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

財政運営の基本ルール

- (1)財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際には、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。
- (2)財政赤字縮減ルール
収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。
- (3)構造的な財政支出に対する財源確保
年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。
- (4)歳出見直しの基本原則
特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。
- (5)地方財政の安定的な運営
財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

財政運営戦略の概要（平成22年6月22日閣議決定）

中期財政フレーム

①国債発行額の抑制	<ul style="list-style-type: none">・平成23年度の新規国債発行額について、平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。・それ以降の新規国債発行額についても、着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげる。
②歳入面での取組	<ul style="list-style-type: none">・個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的な内容を決定することとする。財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。
③歳出面での取組 (平成23～25年度)	<ul style="list-style-type: none">・平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち国債費等を除いたもの)について、少なくとも前年度当初予算の同経費の規模(歳出の大枠)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。・地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に22年度と同水準を確保する。・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

- 中期財政フレームに基づく各年度の予算編成：各閣僚別の概算要求枠を設定し、その範囲内で優先順位をつけて要求する
- 中期財政フレームの改訂：毎年半ば頃、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める

平成23～25年度における「基礎的財政収支対象経費」

		歳出の大枠		
		23年度	24年度	25年度
基礎的財政収支対象経費	【22年度 70.9】	71	71	71
うち 経済危機対応・地域活性化予備費等	【22年度 1.0】	1.0	1.0	1.0

（注）平成23年度以降の経済危機対応・地域活性化予備費の取扱いについては、予算編成過程で検討。

内閣府試算の概要（「経済財政の中長期試算」平成23年1月21日 内閣府）

財政健全化目標（「財政運営戦略」 平成22年6月22日 開議決定）

収支（フロー）目標

- ①国・地方の基礎的財政収支：遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、遅くとも2020年度までに黒字化。
- ②国の基礎的財政収支：上記と同様の目標
- ③2021年度以降も、財政健全化努力を継続

残高（ストック）目標

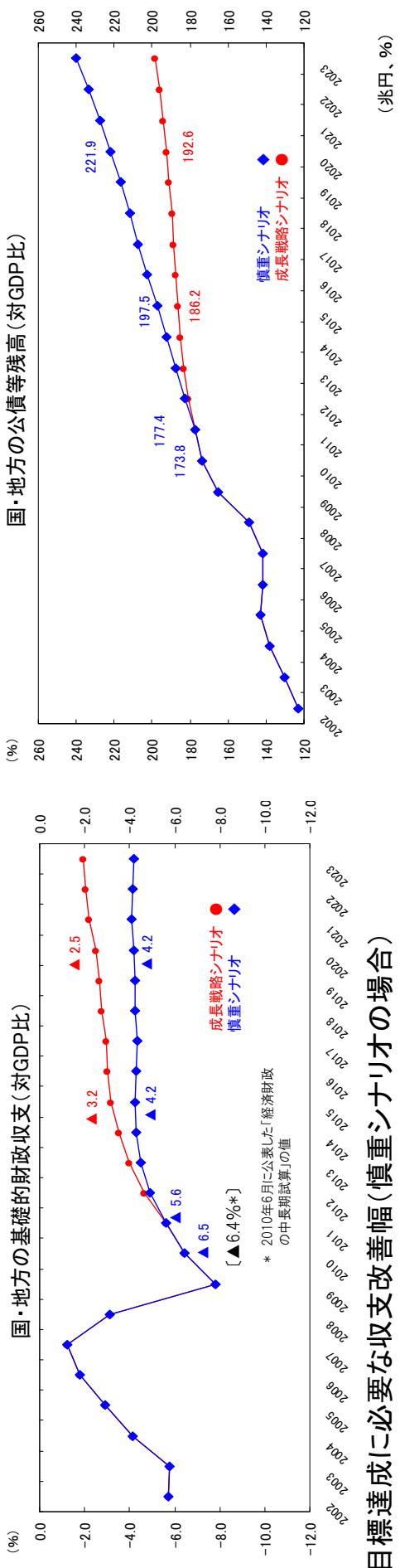
2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

試算結果

試算前提

歳出：2012年度、2013年度については、基礎的財政収支対象経費を前年度当初予算の規模で横ばい
歳入：「平成23年度税制改正大綱」で示された税制改正事項を反映し、改正後の税制が継続

（参考）経済成長率（2011年度～2020年度の平均） 慎重シナリオ：名目・実質ともに1%台半ば 成長シナリオ：名目3%、実質2%を上回る

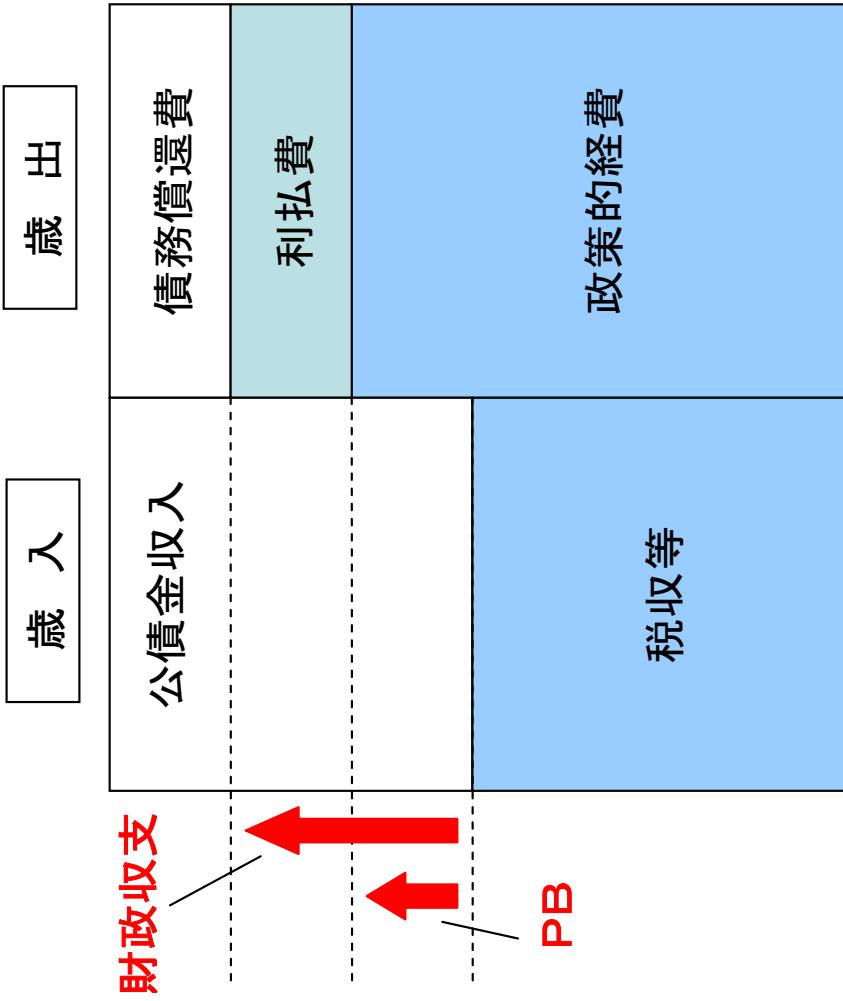


目標達成に必要な収支改善幅（慎重シナリオの場合）

	国+地方			国		
	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅[対GDP比]	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅[対GDP比]
2010年度	▲30.9 [▲6.5%]	▲34.3 [▲7.2%]	▲4.9%	▲21.7 [▲4.2%]	▲24.8 [▲4.9%]	▲3.4%
2015年度	▲21.7 [▲4.2%]	▲16.3 [▲3.2%]	5.4 [1.0%]	▲16.3 [▲3.2%]	▲17.4 [▲3.4%]	1.5%
2020年度	▲23.2 [▲4.2%]	0.0 [0.0%]	23.2 [4.2%]	23.2 [4.2%]	0.0 [0.0%]	4.6%

プライマリーバランス(PB)の定義について

プライマリーバランス(PB)とは、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標(=政策的経費－税収等)。なお、財政収支とは、利払費の扱いが異なる。



PBが均衡している状態では、債務残高対GDP比の分子と分母は次のとおりに変動。

PB均衡時には、債務残高は利払費分だけ増加。この利払費は、「債務残高×金利」として計算。したがって、PB均衡時の債務残高は、金利の水準に比例して増大。

GDPは経済成長率に比例して増減

このため、「債務残高対GDP比」全体の変動は、「金利」と「経済成長率」の水準によって左右される。

以上を整理すると、
PBが均衡している状態では、

- ・金利 > 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は増加
 - ・金利 = 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は一定
 - ・金利 < 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は減少
- 債務残高対GDP比を確実に引き下げるためには、

PBに一定の黒字幅を持たせる必要。

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」（抄）

平成20年12月24日 開議決定
平成21年6月23日 一部改正

II. 国民の安心強化のための社会保障安定期財源の確保

1. 堅国で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国 の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、堅国で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

- (1) 「社会保障国民会議最終報告（2008年11月4日）」などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」の継びに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。
- (2) 社会保障制度の財源（保険料負担、公費負担、利用者負担）のうち、公費負担についてには、現在、その3分の1程度を将来世代へのツケ回し（公債）に依存しながら賄っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全體に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅国で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療、介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護・子育て支援の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスのとれた財源確保

- (1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。
- (2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。
このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2.に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスをとりながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。
具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と併せて決定する。

III. 税制抜本改革の全体像

1. 税制抜本改革の道筋

- (1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、2008年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制度の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- (2) 消費税が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金・医療・介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収は全て国民に還元し、官の肥大化には使わない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差のは正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差のは正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含

む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。

- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する。
- (6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。
- (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。
- (8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。